

## 第7号議案 法人格取得に関する件

### 一般社団法人「教育システム情報学会」の創設に向けての提案

#### 項目2 任意団体「教育システム情報学会」の解散と、一般社団法人「教育システム情報学会」による任意団体「教育システム情報学会」の人的、財務的などの資産引継ぎ

- ・任期団体「教育システム情報学会」は平成26年3月31日を以て解散する。
- ・平成26年4月1日創設される一般社団法人「教育システム情報学会」は解散した任意団体「教育システム情報学会」に登録・運営されてきた会員などの人的、保有する財務的などの、総ての資産を引き継ぐ。

#### 項目3 設立登録申請時の社員、理事(代表理事を含む)、監事

- 1) 一般社団法人「教育システム情報学会」の設立登録申請時に、社員は任意団体「教育システム情報学会」の評議員から選出され、応諾した者を以てその任にあたる。なお、選出方法は別に定める。
- 2) 一般社団法人「教育システム情報学会」の設立登録申請時に、理事は任意団体「教育システム情報学会」の理事から選出され、応諾した者を以てその任にあたる。なお、選出方法は別に定める。
- 3) 一般社団法人「教育システム情報学会」の設立登録申請時に、代表理事は任意団体「教育システム情報学会」の会長がその任にあたる。
- 4) 一般社団法人「教育システム情報学会」の設立登録申請時に、監事は任意団体「教育システム情報学会」の監事から選出され、応諾した者を以てその任にあたる。なお、選出方法は別に定める。

#### 項目4 創設当初の社員、理事(代表理事を含む)、監事

- 1) 一般社団法人「教育システム情報学会」の創設当初の社員は、任意団体「教育システム情報学会」の評議員が、原則としてその任を負う。但し、任期は平成27年3月31日までとする。
- 2) 一般社団法人「教育システム情報学会」の創設当初の理事は、任意団体「教育システム情報学会」の理事が、原則としてその任を負う。但し、任期は平成27年3月31日までとする。
- 3) 一般社団法人「教育システム情報学会」の創設当初の代表理事は、任意団体「教育システム情報学会」の会長及び副会長が、原則としてその任を負う。但し、任期は平成27年3月31日までとする。
- 4) 一般社団法人「教育システム情報学会」の創設当初の監事は、任意団体「教育システム情報学会」の監事が、原則としてその任を負う。但し、任期は、平成23年度に選出された監事に対して平成27年3月31日までとし、平成25年度に選出された監事に対して平成29年3月31日までとする。

項目5 一般社団法人「教育システム情報学会」創設に伴う任意団体「教育システム情報学会」の各種委員会業務の引継ぎと組織変更

任意団体「教育システム情報学会」に置かれていた13の常置委員会と、6つの時限委員会の業務を、一般社団法人「教育システム情報学会」では9つの常置業務委員会と、2つの担当業務に分けて継承し、組織運営の効率化を図り、発展的に活動・業務を広げていく。なお、委員会組織変更に伴う業務継承関係は概略以下のようなものである。

	法人化後	法人化前(常置)	法人化前(時限)
1	総務	総務, 組織運営・規約検討	法人化検討
2	財務	会計	
3	企画(委)	企画	若手育成・会員獲得
4	広報(委)	WWW	産学官連携・人材開発戦略
5	学会誌(委)	学会誌編集	
6	英文誌(委)	英文誌編集	
7	人材育成(委)	渉外・活性化, 情報教育	若手育成・会員獲得, 産学官連携・人材開発戦略, 医療・看護教育
8	研究会(委)	研究会	新技術開発・活用
9	全国大会(委)	大会企画	
10	顕彰(委)	顕彰	
11	国際化(委)	国際化	教育システム技術標準化